

業務及び財産の状況に関する説明書類

第3期 2023年8月1日から2024年7月31日まで

2024年8月31日作成

監査法人名 監査法人ウィズ
所在地 東京都目黒区下目黒1丁目8-1
アルコタワー7階
代表者 佐藤 遼

I. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

定款に記載した目的は以下の通りです。

- ・ 財務書類の監査又は証明
- ・ 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談
- ・ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 沿革

当法人の沿革は次のとおりです。

2022年1月 東京都千代田区に監査法人ウィズを設立

2022年9月 東京都目黒区に移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

(監査証明業務)

当法人は主に金融商品取引法監査及び会社法監査を提供しています。

当期の監査証明業務に係る当期末現在の被監査会社数は3社となりました。監査業務に係る当期収入は59,465千円となりました。

(非監査証明業務)

当期の非監査証明業務の対象会社数はありません。なお、その他の非監査業務に係る当期収入は1,950千円となりました。

上記の結果、監査証明業務と非監査業務を合わせた当期の業務収入総額は 61,415 千円となりました。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

当期において新たに開始した業務はありません。

(3)監査証明業務の状況

2024年7月31日現在（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	1社	1社
会社法監査	1社	0社
計	2社	1社

(4)非監査証明業務の状況

区分	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	0社	0社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

(経営の基本方針)

当法人は、「投資者及び債権者の保護等を図り、国民経済の健全な発展に寄与するために、適切な職業的懐疑心を発揮して財務情報の信頼性を確保するという社会的使命を全うする」ことを経営理念として掲げ、これを基本方針として運営しております。

(経営管理に関する措置)

当法人の理事等による職務の執行が適正に行われることを確保するために、定款等において必要な体制を定めております。

また、経営の意思決定機関として社員会を設置しており、会議体で決議等を行っております。

(法令順守に関する措置)

当法人の社員会において、職業的専門家としての基準及び法令等への遵守状況を定期的に確認しています。また、法令違反行為等の防止、早期発見等を目的として、ホットライン制度を設けています。

(2)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の実務指針並びに倫理規則等に準拠した「監査の品質管理規程」を制定しております。

また、監査業務の品質確保のため、品質管理責任者を定め、品質管理システムの整備運用を実施しています。

具体的な措置は以下のとおりです。

職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則(以下「倫理規則」という。)に基づき、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業専門家としての行動を内容とする職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、全ての専門要員にその遵守を求めるとともに、遵守状況を確認しています。

また、独立性の規定の遵守を合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定め、毎年1回並びに必要となる時点において、日本公認会計士協会の倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。その他、独立性に対する脅威を軽減又は除去するために適切な措置を講ずる体制を整えとともに、監査業務の主要な担当者(監査責任者、審査担当者)に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けています。

監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結については、社員会の審議・承認を経て決定しております。受嘱の可否の判断に際しては、監査業務の目的・種類・範囲等の確認、被監査会社等の事業内容・経営陣の姿勢・ガバナンス・企業環境・内部統制等の理解、契約条件及びリスク(不正リスクを含む)の識別等を検討しております。

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

業務の遂行に必要な適正及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人材を採用する方針としています。

また、専門能力の維持、向上を図るため、当法人の全ての専門要員に対し、継続的専門研修制度で定める必要な単位数の履修を義務付け、履修状況の定期的な管理を行なっています。

監査責任者を含む監査チームの編成については、監査対象会社の業種・規模等を踏まえ、能力、経験及び独立性や監査業務の遂行に十分な時間を確保できること等を考慮して選任しています。

また、社員の評価については品質、人材及び成長などの総合的観点から定期的に評価を実施し、その結果を社員報酬に反映しています。なお、監査品質を重視し、ビジネスを理解しリスクを見極めることができる人材を高く評価する方針としています。

業務の実施

(監査業務の実施)

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めています。

(専門的な見解の問合せ)

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に監査チームが直面した場合には、審査担当者と協議し、必要と判断した場合には日本公認会計士協会の相談窓口や専門的な知識及び経験等を有する者への問合せを実施し見解を入手します。入手した見解を踏まえて、監査責任者は、監査チームとして判断する責任を負っています。

(監査上の判断の相違)

監査上の判断の相違が生じるおそれのある事項を認識した場合には、監査責任者はその内容に応じて速やかに審査担当者又は品質管理担当責任者に報告します。監査責任者が監査上の判断の相違の解決に納得しない場合を含め、必要と判断した場合には当法人外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決します。

(監査業務に係る審査)

当法人は、全ての法定監査業務について、監査実施者が行なった監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査担当者による審査を実施します。当該審査は、監査業務の審査に関する方針及び手続に従い、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とし、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針としています。

品質管理システムの監視

(監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス)

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めています。当該プロセスは、日常的な監視及び定期的

な検証からなり、発見された不備の影響を評価し、是正措置が必要な不備である場合には、改善を要する事項を検討し、適切な是正措置を取ることとしています。

(不服と疑義の申立て)

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めています。

監査事務所間の引継

当法人は、監査人の交代に際して、後任監査人となる場合及び前任監査人となる場合の双方において、不正リスクへの対応を含めた監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準委員会報告書 900 「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定め、運用しています。

品質管理責任者の選任及び責任の所在の明確化

最高経営責任者が適格と判断し、社員会において品質管理担当責任者として選任された者が当法人の品質管理システムに関する整備及び運用を図る責任を負い、一連の品質管理システムに関する最終的な責任は最高経営責任者が負うこととしています。

(3)公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員は全て公認会計士であるため、該当事項はありません。

(4)直近において法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

2024年2月に公認会計士協会による通常レビューを受けております。

(5)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人の代表社員は、当法人の第3期における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の監査又は証明することを業とする者)との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

II.社員の概況に関する事項

1.社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人		6人

2.重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な意思決定 及び法人の運営 方針の決定	6人		6人

III.事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務するものの名称			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
本部	東京都目黒 区下目黒1 丁目8-1ア ルコタワー 7階	6人		6人	0人

(事務所は本部のみです。)

IV. 監査法人の組織の概要

社員会(現状では理事会と同様)を最高意思決定機関として、品質管理、リスク管理、業務統括、マーケティング部門により構成される組織体制とし、各々の役割に応じた業務を行っております。

財産の概況

売上高の総額

(単位：千円)

	第2期 2022年1月4日から 2023年7月31日まで	第3期 2023年8月1日から 2024年7月31日まで
売上高		
監査証明業務	48,310	59,465
非監査証明業務	-	-
その他非監査業務	1,650	1,950
合計	49,960	61,415

被監査会社等(大会社に限る。)の名称

- ・株式会社コナカ

以上